3. 断面図（案）

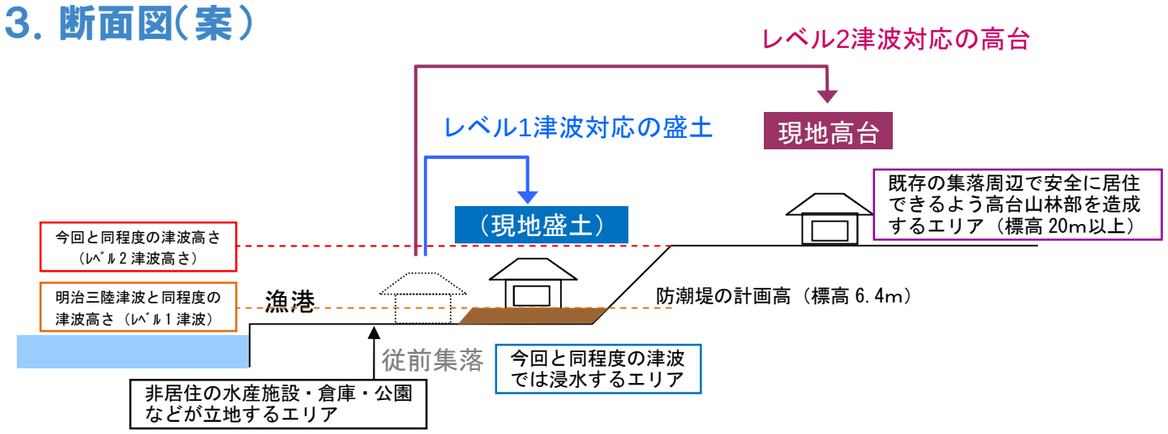

4. 出島地区の高台移転候補地（案）

住民の皆さんの意見を聴きながら、下記のＡ案、Ｂ案のうち１つの案を選び高台移転を検討していきます。

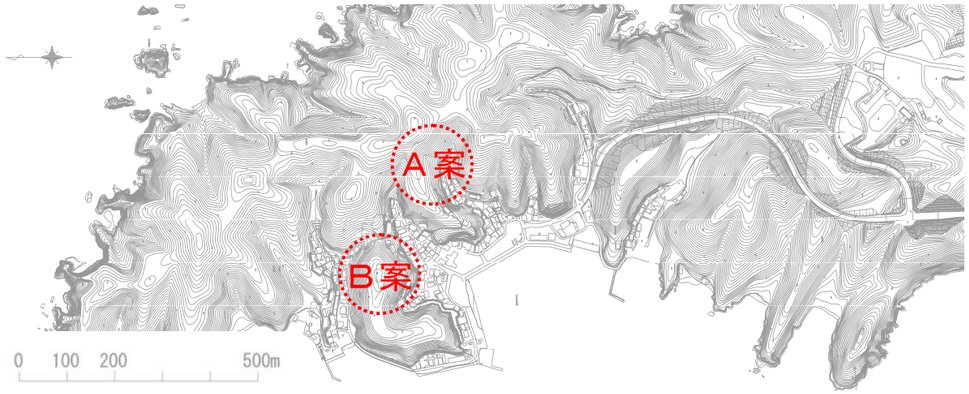

Ａ案、Ｂ案にはそれぞれの利点や問題点があります。　（下表　○：問題なし　△：やや問題あり）

評価項目	Ａ案	Ｂ案
切土・盛土	切土・盛土	切土・盛土
標高	25･30m（地山 52m）	25･35m（地山 46･68m）
造成土量バランス	△（※地区外への土砂搬出を要する）	△（※地区外への土砂搬出を大量に要する）
安全性	△（※沢筋を盛土するため、対策を要する）	△（※沢筋を盛土するため、対策を要する）
地区の要望	―	―
幹線道路からのアクセス	○	○
生活環境（海への眺望）	○	○
生活環境（日照）冬至昼の日当り	○	○
制約（法規制）	○	○
早期着工の可能性		
整備費用・施工期間	1.0	1.6
中間評価	○	△
今後の検討課題等	候補地について住民の合意を得た後、アクセス道路や宅地配置等の詳細な検討を進めていきます。	

※今後検討を進めていくうえで内容は変更となる可能性があります。

5. まちづくりのスケジュール（案）

※ 調査や設計は住民合意形成後に着手するため、地区の状況に応じてスケジュールが異なります。

※ 現時点でのスケジュールであるため、法制度・事業進捗により変更する可能性があります。

	平成 23 年度	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度
	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	～
集団移転等	住民合意形成	測量・調査・用地買収					公営住宅入居開始	
			設計・造成工事				建築着工・居住開始	

※ 造成工事完了後概ね 1～2 年で居住開始できます。（建築設計～工事に概ね 1～2 年を要します）

6. 具体的復興事業の概要

【①災害公営住宅整備事業】

事業の目的

- 被災者の居住の安定確保を図るため、町が公営住宅の整備等を行う事業です。

事業手順

町が、既にある所有地もしくは新たな取得地に災害公営住宅を建設し、被災者に賃貸します。

事業の特徴

- **入居の条件**

東日本大震災により住宅を失った方すべてが入居可能です。（入居収入基準要件や同居親族要件が緩和されます）

- **住居の種類**

町では離半島部に一戸建て住宅約80㎡までを予定しています。（参考事例－①外観、②代表的な間取り）

- **家賃**

入居する間取り（広さと収入により家賃が決められています）（参考－③災害公営住宅に入居する場合の家賃の例）

参考事例紹介

【①外観】女川町営万石浦住宅（下写真）

【②代表的な間取り】
女川町営万石浦住宅の平面図

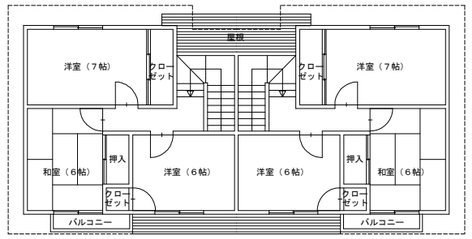

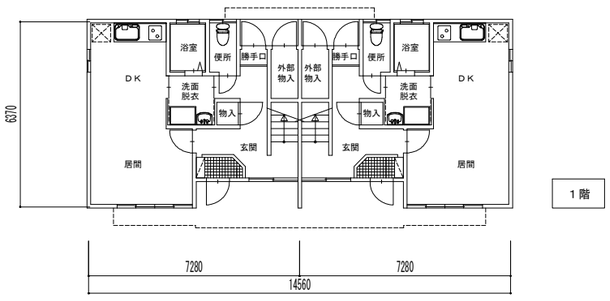

【③災害公営住宅に入居する場合の家賃の例】

間取り / 年収	床面積 15 坪の家賃例（50 ㎡・２ＤＫ）	床面積 17.5 坪の家賃例（58 ㎡・２ＬＤＫ）	床面積 20 坪の家賃例（65 ㎡・３ＤＫ）
入居者の年収が約 300 万円の場合（３人世帯）	（月額）１７，６００円	（月額）２０，４００円	（月額）２２，９００円
入居者の年収が約 400 万円の場合（３人世帯）	（月額）２６，２００円	（月額）３０，４００円	（月額）３４，１００円

【②防災集団移転促進事業】

事業の目的

- 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を支援する事業です。

事業手順

①住民の居住に適当でないと認められる区域（移転促進区域）を設定します。
②移転促進区域内の住宅用途に係る宅地を町が買取等を行います。
③町が住宅団地の用地取得及び基盤整備を実施します。
④移転者が住宅団地の敷地を借地または購入します。
⑤移転者が住宅団地で住宅を建築します。
⑥移転者が住宅団地に移転します。
⑦移転元は、「災害危険区域」として住宅に危険が生じることがないように、非居住地として建築制限を行います。

事業の特徴

- 移転促進区域内の**住宅用途に係る宅地の買取等**を行います。
- 移転者に対して**住居の移転に対する補助**を行います。
  限度額：離農 2,372,000円、その他780,000円
- 住宅団地への移転者の**住宅建設・土地購入等に対する借入金の利子相当額への補助**を行います。
  借入金に応じて最大限度額：7,080,000円
  （住宅4,440,000円・用地2,060,000円・造成580,000円）

事業のイメージ

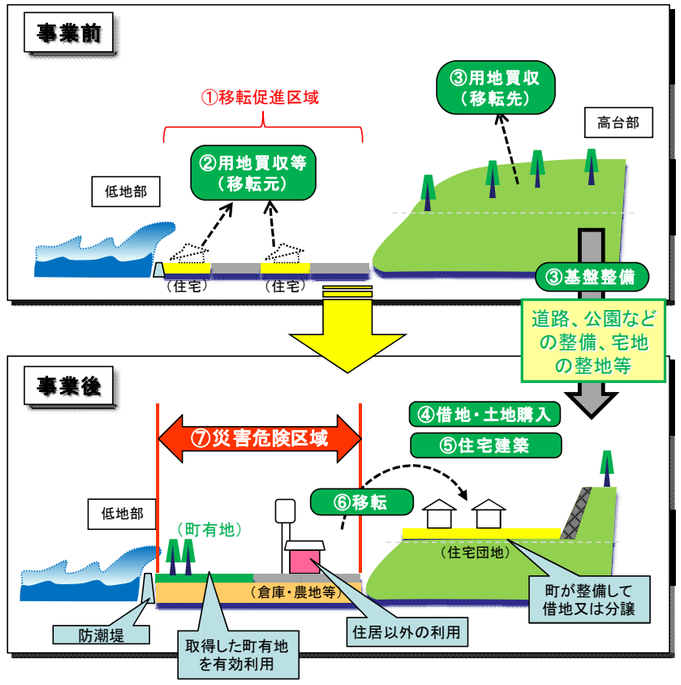

【③漁業集落防災機能強化事業】

事業の目的

- 被災した漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤盛土、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを行う事業です。

事業の特徴

- 地盤盛土・切土、漁業集落排水施設や集落道・避難地等の生活基盤施設、高台等の避難地、避難路、漁港との連絡路などを一体的に整備します。
- 今回と同程度の津波の場合は高台へ避難することになります。
- 要件は、集落人口300～5000人の漁業集落です。（ただし、過疎地域等の指定を受けている地域においては50～5000人：女川町では、出島、寺間、江島が該当します。）
- 上記の要件に合致しない集落でも、具体的な要望がある場合は調整の余地があります。

補助対象

- 地盤の盛土嵩上げ、切盛土工による宅地等用地造成、用地取得、生活インフラ整備、連絡道路整備、防災施設整備です。

事業のイメージ

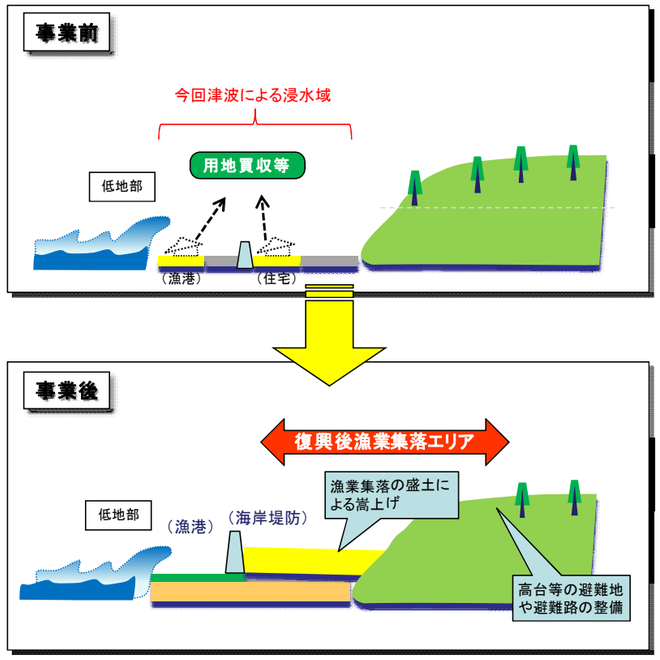

2012.1.14

女川町復興まちづくり住民説明会（離半島部）

出島地区　説明会資料

次　　第

１．開　　会
２．あいさつ　女川町長
３．説　　明
４．意見交換
５．閉　　会

女川町

1. はじめに

■平成２３年９月に「女川町復興計画」を策定し、現在は事業手法や財源を明確にするための具体的な復興準備を進めているところです。
■「女川町復興計画」の策定後も、より良い復興を実現するため、国・県・町議会・地区役員の方々と協議し、高台移転計画の検討を進め、高台移転候補地（案）を作成しました。
■今後は、各地区において住民の皆さんとの対話をさせていただきながら、具体的な復興事業を進め、現状復旧にとどまらない新しい「港町おながわ」の再生、ふるさと女川の発展をめざします。

2. 基本的な考え方

■居住地は、安全な高台に整備することを基本とします。今回と同程度の津波に対しても安全な高さとして、津波で被災した区域には水産施設など居住以外の土地利用に制限します。
■地区ごとに、地区近傍の高台に移転することを基本とします。
■離半島部の魅力である漁港や景観を維持し、津波浸水区域を有効に活用することで、活力ある漁村集落のまちづくりをめざします。
■漁港や道路（国道 398 号、県道女川牡鹿線）の復旧・復興は、管理者が主体となって順次着手していきます。